

## 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和元年5月31日  
東村山市議会議長 あて

議席番号 22番  
質問者 駒崎 高行

### 記

#### 1 要介護認定の改善、スピードアップを

この2月から3月にかけて、要介護認定の申請から決定までに時間が掛かりすぎる状況があった。具体的には2月下旬の継続申請で訪問調査のスケジュールに空きが無く4月になってしまう、というケアマネジャーからの話があり、その時点で所管に改善を求めた。担当も様々対応する準備を行っていたが、その対応結果や、高齢化に伴う申請の増加が見込まれるなかで時間が掛かる状況が再発しないのかは気にかかるところである。

また、特に転入した市民からは、市の認定結果が他市と比して厳しいのではないかという声もいただいている。

それらを含めて、市の介護認定について伺う。

(1) 前提として以下伺いたい。

- ① 当市の要介護認定の更新期間は、新規と継続それぞれ何ヶ月か。
- ② 更新期間の起算日はいつになるか。
- ③ 継続の申請は更新期間の何ヶ月前に行うのが適当か、実態はどうか。
- ④ 経年での新規申請数、継続申請数、区分変更申請数をそれぞれ伺う。
- ⑤ 訪問調査の調査員の人数。
- ⑥ 継続申請は月や四半期毎などで偏りはあるか。結果として繁忙期はいつか。
- ⑦ 要介護認定に時間が掛かった場合、それにより介護サービス利用者、介護事業者は不利益とならないか。また更新期間が過ぎていることを主とする、高齢者である介護サービス利用者の不安を解消することが重要と考えるがいかがか。
- ⑧ 都の介護保険審査会への不服の申立数と、市の関与は。

- ⑨ 区分変更申請された中で、認定結果が不服での申請と状態が急変した場合の申請はどのように見分けて、処理としてどのように異なるか。
- ⑩ 介護認定審査会の開催頻度、一回当りの時間、一回に扱う申請数。
- (2) 先に述べた本年2月以降の要介護認定に要する時間について、何が起り、どのように対応して、結果としてどうなったか。日数や人数などを可能な限り加えて、また例を示しての説明を求める。
- (3) 要介護認定の訪問調査の調査員について、ケアマネジャーに委託することで、少なくとも調査員の不足による要介護認定の滞留は解消されると考える。職員による訪問調査に対してケアマネジャーに委託する比率を大きくすることを求めるがいかがか。
- (4) 更に言えば、後に伺う介護結果の標準化を最終的にチェックする以外の職員による訪問調査をケアマネジャーに委託し増員することも視野に入れるが見解を伺う。
- (5) 介護認定審査会の更なる効率化を求めるが考えはあるか。
- (6) 新規、継続にかかわらず、介護が必要な状態が変化した場合の区分変更は特に素早い対応が求められるが、優先的に訪問調査を行い介護認定審査会で扱うこと、要不要を判断することを含めたバイパスルートが必要ではないか。見解を伺う。
- (7) 「申請から結果通知までの期間は、原則として30日以内」となっているが、それに対する現状と課題をどう考えているか。併せて市長に、要介護認定の期間短縮、スピードアップについて見直しと大きな改善が制度として必要と考えるが見解を伺う。
- (8) 訪問調査では同一ソフトウェアを使用することで結果のばらつきを抑えていることは承知している。また、調査を受けるタイミングにより変わることもあると思われる。ただし市の姿勢としては、認定結果の客観的な標準化が一層必要と考え以下伺う。
- ① 訪問調査にあたって複数で行うということによいか。その組み合わせは固定化していないか。
- ② 標準化のため、周辺市との訪問調査の合同での実施や複数市の介護サービス利用者を扱うケアマネジャーの意見聴取など、より努める必要性を感じるがいかがか。

## 2 通学時の過重な荷物と就学援助の申請について

### (1) 小中学校通学時の過重な荷物の解消について

小学校の通学時の見守りをされている市民から、今の通学時の小学生の荷物が多すぎて重すぎるとのご意見を頂いた。成長過程で過重な荷物が影響することを憂慮し以下伺う。

- ① 現状を伺います。教室に置いたままでよい物と持ち帰るべき物について、何らかの基準は設けられているか。またその理由は何か。
- ② 理由の一つにロッカーの不足があるのであれば、備品の見直しが必要と思うがいかがか。
- ③ 中学校の部活動の用具についてはどうか。部により異なるのは当然だが、生徒からの意見を聞くことから
- ④ 工夫が重要と考える。例えば、絵の具や習字用具など即時の対応が可能な物と鍵付きロッカー等の備品や電子教科書導入などの中長期の課題と分けて通学時の荷物の軽量化に取り組むべきと考えるが見解を求める。

### (2) 就学援助の申請について

他市から転入された方から、前住所では就学援助の申請は学校ですべて完了し、市役所に行く必要は無かったとの話があった。現状はどうなっているか。また改善は可能か。

## 3 運動公園の更衣室等整備について

運動公園については所信表明の通り、D51を中心に、老朽化、危険度調査が行われたことは評価している。また施設に関しては公共施設再生計画に依ることも理解している。ただ、建物ではなく空間としての運動公園の特殊性を考慮して伺いたい。

- (1) 運動公園プールの更衣室であるが、プール非営業時期に、グラウンド・テニスコートなどの有料での施設利用を条件に開放することを検討願いたい。いかがか。
- (2) 長らく主張している運動公園のトイレ改修であるが、何度か修繕や塗装を行っていただいていることに感謝する。その上で、設計から見直して1カ所にしてでも新築することを求めるがいかがか。
- (3) 何度も議会で取り上げられているがランニングコースの劣化は進んでいる。早期改修を求めるがいかがか。

以上